（商標法施行規則の一部改正）

第三条　商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書の提出等）	（出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書の提出等）
第六条の二　（略）	**第六条の二**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　商標法第九条第三項の規定により同条第二項に規定する証明書を提出する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。この場合において、同様式の備考20中「また、特許法第５条第３項の規定により指定期間の延長の請求をするときは、【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、【請求の内容】の欄には、「指定期間の２カ月の延長を求める。」のように記載し、この場合において、第27条第３項の規定により」とあるのは「また、商標法施行規則第６条の２第３項の規定により期間延長請求書を提出するときは、【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、【請求の内容】の欄には、「出願時の特例証明書の提出期間の２カ月の延長を求める。」のように記載し、この場合において、商標法施行規則第22条第２項において読み替えて準用する特許法施行規則第27条第３項の規定により」と読み替えるものとする。	3　商標法第九条第三項の規定により同条第二項に規定する証明書を提出する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。
（パリ条約による優先権等の主張の規定の適用を受けようとする場合の手続）	（パリ条約による優先権等の主張の規定の適用を受けようとする場合の手続）
第七条の二　（略）	**第七条の二**　（略）
2　商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第七項の規定により同条第二項に規定する優先権証明書類等を提出する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。この場合において、同様式の備考20中「また、特許法第５条第３項の規定により指定期間の延長の請求をするときは、【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、【請求の内容】の欄には、「指定期間の２カ月の延長を求める。」のように記載し、この場合において、第27条第３項の規定により」とあるのは「また、商標法施行規則第７条の２第２項の規定により期間延長請求書を提出するときは、【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、【請求の内容】の欄には、「優先権証明書の提出期間の２カ月の延長を求める。」のように記載し、この場合において、商標法施行規則第22条第２項において読み替えて準用する特許法施行規則第27条第３項の規定により」と読み替えるものとする。	2　商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第七項の規定により同条第二項に規定する優先権証明書類等を提出する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。
3　（略）	3　（略）
（意見書の様式等）	（意見書の様式等）
第九条の五　（略）	**第九条の五**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　特許法施行規則第五十条第二項及び第三項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」と読み替えるものとする。	3　特許法施行規則第五十条第二項及び第四項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」と読み替えるものとする。